

**(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業
事業内容等修正届出書に関する指摘事項等一覧**

※表中のゴシック体の部分は、前回（第7回）審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■事業計画について（土地区画整理事業は「区画事業」、国際園芸博覧会は「園芸博」と示します。）

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-1	<p>北地区の特徴として、「自然と共生しながら」という言葉を使っていますが、レジャー施設やレジャーリアが増えるだけの印象があります。共生と謳うのであれば、一方通行ではなく、両方が支え合うような何かを考えているのだと思いますが、具体的にあれば教えてほしいです。 [7/28 審査会]</p>	<p>こちらについては、公民連携を積極的に活用していきたいと思っていますので、現時点では詳細な具体策は持ち合わせていていません。あくまで、概念整理として、自然と共生したものを考えていきたいということを表現しています。まだ具体的にどのようにどういう施設を造るのかは、煮詰まっていない段階です。 [7/28 審査会]</p>	説明済 [7/28 審査会]
	A-2	<p>共生できるエリアというものは究極的な話だと思います。本当に叶うのであれば、是非やってほしいので、共生という言葉に見合う考え方を今後示してほしいです。例えば、人がたくさん入っても農薬は極力使わないという話や癒しみたいなもので自然からバックされるような話など、具体的な案を示してもらえると嬉しいです。 [7/28 審査会]</p>	—	
	A-3	<p>北地区が本事業の公園の概念に入るのか、それとも、その北にある観光・賑わい地区になるのか、非常に曖昧です。次回までにきちんとこの定義をされてはどうですか。 [7/28 審査会]</p> <p>今後の北地区の位置づけをより明確にという趣旨だと思います。もう少し準備書段階においては、分かりやすくできますか。 [7/28 審査会]</p> <p>方法市長意見に対するいろいろな見解を出し、前向きに対応していると感じました。それは大変いいことだと思っています。 [7/28 審査会]</p>	<p>どういった提案が民間事業者から上がってきたかまでは少し難しいと思いますが、準備書段階において、少なくとも横浜市として、ここにどういったものを求めていくのかとか、どう考えるかは、もう少し明確にしたいと思います。 [7/28 審査会]</p>	説明済 [7/28 審査会]

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-4	公園区域が増えることは良いことだと思いますが、同時にいわゆる防災拠点としての活用の面積も広がるという理解をしました。これは、防災拠点の機能をより高めることが、面積を広げる目的の中にあったのですか。 [7/28 審査会]	相沢川や和泉川の源頭部などの自然環境を一層の保全・創出していく必要があること、またレクリエーション等のニーズに対応した施設を充実させていくこと、園芸博のレガシーの確実な継承のために、公園区域を広げていきたいと考えました。その中で、区画事業の設計が深度化し、公益的な活用を前提とした公有地の換地先を整理検討した結果、公園を広げられるということになりました。避難場所として活用できる面積が増えるということで、結果として防災力が増えていく効果があると考えています。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
		災害時の防災拠点としての機能も担う場所の面積が広がることは、確実に防災力の強化、災害対応の効果は増えることなので、本事業としても、是非アピールをしてほしいと思いました。 [7/28 審査会]	—	
	A-5	防災エリアの話については、添付資料1-22ページで、区画事業で創出される動植物の生息・生育エリア、調整池や保全対象種の生息環境が災害時の活用エリアと重ならないように配慮しますという記述がありました。具体的にどういうふうに配慮されるのか、今の時点で明確な答えがない場合は、準備書段階でしっかりと明確にする必要があると思いますが、いかがですか。 [7/28 審査会]	現在、明確に防災消防部局と合意が取れて、横浜市としてこれでいこうというところまでは行っていませんが、基本的には保全対象種の生息環境といったところについては、災害時にも使わないような方向で現在調整を進めているところです。準備書段階には明確にこういうふうにする予定と言えると思っていますが、現在の検討状況としては、そういう状況です。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
	A-6	万一のときには防災拠点に併用するので、平常はこういうような使い方をしたいというようなことをきっちり分かるように準備書までには明確に示してほしいです。 [7/28 審査会]	—	—
	A-7	本事業で上下水道の整備もされるとのことです、下水道について、雨水の排除はどのようにされるのですか。 [7/28 審査会]	雨水は一回調整池に入れ、各流域の河川に流していくことを想定しています。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
		それでは、調整池に流れるよう、雨水管を敷設されるのですか。 [7/28 審査会]	そうです。公園内に集水する管を入れ、それを調整池の方に繋いでいきます。 [7/28 審査会]	

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-8	方法書の土地利用構成図では交通施設用地があり、それが新事業計画ではなくなりますが、この変化は何を意味しているのですか。 [7/28 審査会]	新事業計画の図では公園区域がどうかを表現したいという意図です。今、交通施設用地のありなしの理由は分かりかねます。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
			今、区画事業で土地利用についてはいろいろ検討しているところです。現在のところ、まだ交通施設用地を具体化してないところもあり、今示している土地利用の図で今の計画として進めているという段階です。【区画事業者】 [7/28 審査会]	
		それでは、交通施設用地となっていたところは、とりあえずなしということ、今は検討しているということですか。 [7/28 審査会]	そうです。【区画事業者】 [7/28 審査会]	
	A-9	北地区の相沢川の北側の北西角のグリーンのエリアや東側のグリーンのエリアが北に向けて拡大していると思いますが、これは現状、谷戸地形ではないように思います。ここはどういうふうに考えているのですか。 [7/28 審査会]	公園区域の中の相沢川の一番北側は図面上、少し濃い緑で表現されていますが、基本的には現地形を生かしながら整備を行っていくエリアとして考えています。現状、疎林くらいの樹木の生え方なので、現地形を生かしながら整備をするような考えを持っています。 東側の区域は、現状、疎林くらいの樹林地が広がっています。基本的には既存樹林を保全しながら緑も新植しつつ、樹林を活用していくようなエリアとして考えていきたいです。 図面の表記上、同じような緑で塗られているところがありますが、そういったような性格づけの位置になります。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
		小水路の保全措置エリアは調整池4の下流側に位置しており、例えば、調整池の排水時とかの影響がないものかと思いますが、この調整池の青いエリアは満水時のエリアという理解でよいですか。 [7/28 審査会]	青い線を引っ張ってあるところが、最大貯留量になったときのエリアだと認識していただければと思います。 [7/28 審査会]	
	A-10	湧水がガーデン4と3の2箇所あったと思います。小水路をガーデン3側の場所にされた根拠はどういうことですか。 [7/28 審査会]	調査のときに、ホトケドジョウがこの場所で確認されたという理由で、ここにこの生息環境の丸を打っているところです。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
		調整池4の容量が結構大きい印象がありますが、これぐらいの容量が必要量という理解でよいですか。 [7/28 審査会]	囲った容量が、求められている最大容量と理解いただければと思います。 [7/28 審査会]	

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-11	<p>調整池4の最大で水が広がったエリアがずいぶん広いと思いました。和泉川の源流部はほとんど水が流れていなかった印象なので、実態はどういう池なのですか。調整池の機能と生物多様性の保全の両方がターゲットになっていると理解していますが、実際の池の管理はどうなるのですか。</p> <p>特に施設配置計画図を見ると、池の図示はなく、これとの関係も分からなかつたです。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	<p>水が溜まる範囲の算定方法は現況地形を生かして考えています。現況地形の深さから、このエリアで溜めなければいけない量が基準で決まっていますので、溜める計画を当てはめていくと出てくるものです。</p> <p>池の管理は公園の中にできる施設なので、基本的には横浜市で管理していくことになります。</p> <p>施設配置計画図では、公園の施設平面図を表しており、ここの水がどのくらい溜まるかは表現していません。最終的に公園の設えとして、この青いエリアの中に入り込まないような工夫をしていくことになりますが、それが柵になるのか植栽になるかは、今後検討を進めるところだと思います。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	説明済 [7/28 審査会]
		<p>現状、池はなく、ただ和泉川を自然に下っているだけですか。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	<p>今、池はなく、細い流れというか、水が染み出して集まっている流れがあるくらいです。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	
		<p>今回、調整池という形をとるのは生物多様性の保全のためですか。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	<p>これは河川の下流での浸水被害を防止するために都市の安全上、こういった行為を行う場合には水を溜めなくてはいけないという決まりがあります。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	
		<p>地表の保水性が下がるような行為を伴うという解釈がされているのですか。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	<p>地表の保水性を損なうか損なわないかは一切考慮されず、この大きさの公園を造る行為に対して、これだけ水を溜めなさいという基準が適用になるというものです。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	
		<p>法制度的に決まりがあると分かりました。それで、暗渠式にするという当初案だったが、環境保全的なことを考え、地上式してくれたという経緯ですか。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	<p>そうです。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-11	保全の方も考えてのことであれば、リスク管理的にこのエリアまで池が広がるかもしれないですが、実態として池の形状がどこまで保てるのかが分からないです。例えばビオトープ的なものを考えたときに、実際はほとんど干上がっていてその機能を果たせないことはなかろうかと思います。その辺のことも気を付けて、計画を今後より詳細に考えてほしいです。 [7/28 審査会]	青いエリアは、30年に一度の確率で降雨が起きたときに溜まるエリアとして算定しています。現状は絞り水、また集まってきた地下水が少し流れ出て、本当に小さな小川が流れているところです。また時期によっては、本当に渇水すれすれになるという状況です。ただ、基準を当てはめて考えると、それに対応する調整池が必要という状況です。普段どういう形かということは、現状の和泉川の源頭部とさほど大きく環境を変えないつもりなので、流れも大きく変わらないと思います。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
	A-12	そうすると、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する調整池と書かれていますが、その言葉から受け取るイメージと、実際になさる環境手当との間に齟齬が起きないように、気をつけてほしいです。水辺を好む動植物がここで賑やかに生息できるイメージで語られるのは、ミスリードになる気がします。 [7/28 審査会]	そのとおりだと思います。今後は気をつけて、文章表現等を改めたいと思います。 [7/28 審査会]	補足資料2で 説明済 [9/1 審査会]
	A-12	これまで添付資料の環境配慮事項イメージ図で、ここに常にある程度の水が確保されていて、そこが新たに創出される動植物の生息・生育環境になると説明されてきています。今、現状あまり水が流れてなくて干上がったようなときもあり、それが前提になるということでしたが、これまで説明されてきたこととは全然違います。 [7/28 審査会]	現状そういうことになっているという説明です。ここで記載をしている創出の部分については、決してやらないではなくて、ここに書いてあるとおりしっかりとやっていきたいと思っています。 [7/28 審査会]	
	A-12	記載を改めると言ったのは、どこを改めるということですか。 [7/28 審査会]	先ほど委員が言われたようなとの誤解がないような表現を使っていくということです。 [7/28 審査会]	
	A-12	現状に合わせてではなく、新たにこういった水辺空間を創出すると今まで説明してきたので、それこそポジティブな様子を造り出していく事業にしてほしいということで、そのようにしますという説明だったわけです。そこを現状に合わせて改めるでは、ちょっと違います。 [7/28 審査会]	分かりました。 [7/28 審査会]	

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-13	調整池4の件は喜んでいます。結局コンクリートを張らず、規格上、手は入れるが、生物の生息環境の保全創出に努め、さらにむやみに人が入れるようにはせず、基本的には手をつけないと理解してよいですか。 [7/28 審査会]	そのとおりです。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
	A-14	相沢川の方も調整池3と呼ばれるものが地下に造られると区画事業で検討されていましたが、それは大花壇の下に入るイメージで正しいですか。 [7/28 審査会]	調整池3は位置も含め、改めて検討しているところです。本事業の準備書段階で示せるよう、区画事業と連携して、現在検討を進めています。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
	A-15 ※	公園事業の方で、地下式調整池の配置を検討中という話があつたと思います。保全措置をまたいで調整池が地下に入るので、いわば保全措置のサイト自体も調整池になってしまうような影響が考えられるような段階だと思います。この保全措置を前提に、相沢川についてきちんととした説明を期待したいです。 [7/28 審査会]	園芸博でできることも限られていますが、区画事業や公園事業と連携しながら、生物の保全をするエリアの設えやそこでの整備について、御発言を踏まえて、共有の認識を作っていくたいと考えています。 【園芸博事業者】 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
	A-16	相沢川の水辺空間の創出ですが、このエリアは暗渠化しないで、流水についても基本的に上の方でした暗渠化の流水をそのまま利用して下に流すということですか。 [7/28 審査会]	区画事業の評価書で示したとおり、基本的に相沢川は暗渠化されます。暗渠化した相沢川から水を取水して、公園内にオープンの水路を造りたいという計画です。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
		公園のエリア内は、従来どおり暗渠化するということですね。 [7/28 審査会]	そうです。親水的な水辺空間にし、現状のような三面コンクリート張りの復活はないと思います。 [7/28 審査会]	
	A-17	添付資料1-22ページの図の相沢川の青い部分の幅は、添付資料の7-11ページの植生18から20の部分の幅より広がると考えていいのですか。規模が分かりません。 [7/28 審査会]	雰囲気は現状の地形をイメージしていただければと思います。川幅を急激に広げるとか、急激に狭めるという計画は考えていません。下の河川となっているところとほぼ同じぐらいの幅のオープンな水路が公園の中にできると考えていただければと思います。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]

※園芸博における指摘、意見等

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-18	北地区のところも基本的に水辺空間を創出するということですか。 多自然型の自然工法とか、そういうことを期待してもよいか。 [7/28 審査会]	はい、北地区を含めてです。 当然、多自然型のオープンな水路を考えています。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
		区画事業も同じ意見でよいですか。 区画事業と本事業が一体として考えていると理解してよろしいですか。 [7/28 審査会]	もちろんです。本事業と区画事業が一緒になって考えていきますので、方向性が乖離していることはありません。 公園区域で行われることであり、本事業で最後面倒を見ることになりますので、最初から一緒に考えていく姿勢で進めています。 [7/28 審査会]	—
		水辺空間の創出をする計画には、生態の専門家が参加され、チームを作つてやることはありますか。 [7/28 審査会]	専門家の意見を個別にお聞きしようと考えていますが、何か設計チームを別で立ち上げてということは、現状は想定していません。 [7/28 審査会]	
		分かりました。なるべく協力を得るようにお願いしたいです。 [7/28 審査会]	—	
	A-19	添付資料 1-22 ページ最初のボツの文章も非常に分かりにくいです。「将来は暗渠化する計画なので」に、「生息環境が創出される計画」とあり、暗渠化してどう創出するのかが見えないです。文章をしっかりと追加して、意味が通じるように、暗渠化した上でどういうふうに生息空間、環境を創出するのかを検討してください。 [7/28 審査会]	はい、分かりました。 [7/28 審査会]	補足資料 2 で 説明済 [9/1 審査会]
	A-20	<u>補足資料 2 の修正文は、以前よりも文意がしっかり通る分かりやすい文章になっていますので、よいかと思います。</u> [9/1 審査会]	—	—
		中央地区と東地区の間の歩行者の行き来は横断歩道のことですが、この横断する道路は駐車場の出入口が4箇所あり、車の通行量も結構多いと思います。横断歩道の安全対策について、何か決まっていれば教えてほしいです。 [7/28 審査会]	交通管理者、警察とも協議が必要になってきます。区画事業とも調整しながら今後検討を進めていきたいと考えています。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
		例えば歩行者信号をつけるとか、そういったことまでは決まっていないということですか。 [7/28 審査会]	今そういう状況です。 [7/28 審査会]	

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-21	<p>生物多様性において、動物・植物・生態系への照明影響を検討されていますが、複数の屋外スポーツ施設や屋外駐車場が敷地境界付近に配置されています。一般に光害は人への影響も含まれます。通行車両や通行人への障害光や近隣居住者の睡眠障害につながることもあります。特にスポーツ施設の南東にあたる住宅地に対して配慮が必要と思われます。照明機器の選定や配置には十分に配慮してほしいです。</p> <p>[7/28 審査会後の送付意見]</p> <p><u>補足資料4の回答内容で十分かと思います。配慮されるということありがとうございます。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	—	補足資料4で 説明済 [9/1 審査会]
			—	—
	A-22	<p>暗渠化された相沢川の河川水を取水して水辺空間を創出することになっていますが、汲み上げる流量は河川流量のうちのどの程度かなどを検討されていますか。</p> <p>[9/1 審査会]</p> <p><u>汲み上げる流量によっては相沢川の流量が少なくなり、流速がかなり落ちてしまい、いろいろなものが沈殿してしまいます。それが暗渠の中に溜まってしまうことも考えられますので、どう対応するかを検討してほしいです。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p> <p><u>これは、区画事業ではなく、本事業でやるということでよいか。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	<p>どれぐらいの量とか、どういう方法かを現在検討している最中です。準備書段階でお示しできるよう進めたいと考えています。</p> <p>[9/1 審査会]</p> <p>はい。</p> <p>[9/1 審査会]</p> <p>切り回し自体は区画事業になりますが、本日の指摘は本事業としていただいたので、本事業が責任を持って、区画事業と調整をしていきたいと思います。</p> <p>[9/1 審査会]</p>	説明済 [9/1 審査会]

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-23	<p><u>方法書手続では、市民が意見書を提出する機会が担保されていませんが、変更した事業計画に対しての市民意見を聴取する機会は設けられるのですか。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	<p><u>修正届に関して、再度の説明会や市民意見募集を環境影響評価手続でやる想定は現在していません。しかし、都市公園事業としては、8月中の一月間、公共事業評価で市民意見募集を行いました。計画の内容は、修正届で示している計画と同じものなので、そういった意味で市民意見を聞くことについては、そちらの方でも聞けるのではないかと考えています。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	説明済 [9/1 審査会]
		<p><u>修正届に対しての意見聴取の手続はアセス上ないので、別途公共事業の手続でやられているのであれば、それで良いと思います。そちらで出された意見は、私どもと共有できますか。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	<p><u>現在、集計しています。また、制度の所管課と調整し、アセス委員にも情報共有できるか確認します。できるということであれば、速やかに情報共有したいと思います。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	
		<p><u>そのようにお願いします。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	二	
	A-24	<p><u>公共事業評価と環境影響評価は目的が違うので、そうした意味で、公共事業の意見をこちらで利用するのは、本来的には正しい位置付けではないと思います。このようにかなり大きな修正があるような場合には、改めて意見募集する機会を与えることを将来的に、制度的に保障すべきかと思います。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	<p><u>【事務局が回答】</u></p> <p><u>公共事業評価制度で意見募集があり、その一つに、確かに環境配慮という部分もあったかと思いますので、それが含まれた形で意見募集していると思います。制度的には環境配慮が含まれていると思っています。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	説明済 [9/1 審査会]
		<p><u>将来的に条例改正をするなりして、アセスの手続の中で、そこを担保すべきではないかという意見です。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	<p><u>【事務局が回答】</u></p> <p><u>検討してみたいと思います。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

■環境影響評価項目について（土地区画整理事業は「区画事業」、国際園芸博覧会は「園芸博」と示します。）

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1	保全措置の実施のタイミングについて、園芸博前に保全措置のフィールドが全部できるという想定でよいですか。 [7/28 審査会]	園芸博前には、和泉川と相沢川のところを含めて完成させたいと思っています。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
		園芸博の影響は、この前段階で保全措置が実施されているという想定で進められているということですか。 [7/28 審査会]	区画事業と一緒に考えているところです。園芸博前に保全措置を実施するのか、それとも園芸博後に実施するのかは、今しばらく検討に時間がかかります。 [7/28 審査会]	
	0-2	代償を1回仮に行わなければいけないのか、永続的にできる場所で実施するのかで、だいぶその成否が変わってくると思いますので、この点は慎重に検討をお願いしたいです。 [7/28 審査会]	—	
		北地区は公民連携手法を活用するということで、民間事業者の提案内容に応じて、何がどこにどのように造られるかが決まってくるということですので、現時点で記載のアウトドア体験施設や飲食・物販施設以外のものも建ちうるという理解でよいですか。 [7/28 審査会]	可能性としてはあると考えています。 [7/28 審査会]	<u>補足資料3で説明済</u> [9/1 審査会]
		想定されるものは全て上げ、その上で、環境影響評価項目として漏れがないかどうかをしっかりと検討する必要があります。今は方法書手続きを改めてやるかやらないか、もしくは一部改めてやるかという判断をする段階なので、選定項目に漏れがないかや追加してどういう方法でやるのかを見極める段階だと思います。 特に北地区で事業者が決まりないと分かりませんではなく、どのような施設が想定されうるのかを踏まえた上での説明をお願いしたいです。現時点で、横浜市の考えというのも少し明確にできないものですか。 [7/28 審査会]	持ち帰って、次回、どういうふうにできるか検討したいと思います。 [7/28 審査会]	

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-2	<p><u>補足資料3は、前回の指摘に答えていないと感じます。項目については追加がなくても大丈夫かと思いますが、確実ではなく、担保するものが示されていません。かつ、項目選定後、それを評価することもできないということになります。事業者を募集するための仕様書を作る際には、ネガティブリストを示すはずだと思います。立地できないものや、建物の大きさなどです。募集の条件を可能な限りこの場に示されれば、項目や評価の議論を進めることができると考えます。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	<p><u>現在、公民連携に向けての募集要項の検討をしている最中です。その中でこちらが想定する施設、こういったものは好ましくないというような一定の基準を示すことで検討はしているところですが、現段階で審査会に示して議論いただく資料はないというのが現状です。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	説明済 [9/1 審査会]
		<p><u>タイミングの問題としては理解しますが、そこは今急ぐことと、ここは動かないだろうということを示すことは、環境影響評価上は非常に重要かと思いますので、急いでほしいです。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	＝	
		<p><u>今、検討しているその仕様書は、いつ頃固まる予定ですか。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	<p><u>現在、作成していますので、概ね9、10月くらいにはお示しできるかと思います。</u></p> <p><u>今後、事業者へヒアリングやサウンディング調査等を始めます。その際に、正式ではないですが、要項みたいなものを示そうと考えています。それができ次第、事務局を通じてアセス委員にも情報提供したいと考えます。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	
		<p><u>今後、民間企業等に対して要項案を作られるとのことなので、でき次第、情報共有するようお願いします。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	＝	
		<p><u>【審議での指摘事項等】</u> <u>やや不明点がある印象がありますので、今後の計画の具体化によって新たな環境影響があり得るような場合の対応をきちんとするように、といった文言を答申に入れておいた方がいいかと思いました。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	<p><u>【事務局が回答】</u> <u>分かりました。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	説明済 [9/1 審査会]

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-3	<p>公共用水域の水質への影響が気になりました。北地区にどういう施設が建つかによっては選定すべき項目としてあるのかもしれないと思いましたが、そこは大丈夫ですか。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	<p>公共用水域の水質については、基本的に公園内の施設における水利用、排水処理は公営上水道及び下水道を利用する計画なので、公共用水域に及ぼす影響はないと考えています。これまでと同様、選定しないという整理をしています。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	説明済 [7/28 審査会]
		<p>新たに飲食や入浴施設のようなものができたとしても、ここは大丈夫だという説明ですか。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	<p>そうです。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	
		<p><u>騒音の項目を選定されていますが、施設の運営に伴う騒音の発生要因はありませんと断定しています。施設によっては該当することもあり得るので、これがそのまま妥当とするかどうかは、現時点では言い切れないのではないかと思います。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	<p><u>現在想定しているキャンプやグランピング等の施設には通常、管理者が夜間も常駐することが多いので、パトロールや看板設置等により、公園利用のマナー向上に努められるのではないかと考えています。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	説明済 [9/1 審査会]
		<p><u>悪臭の項目が非選定ですが、例えばグランピングやキャンプは火を使って調理をすると臭いは当然発生するわけで、そういった想定をしなくていいのかという疑問も生じてきます。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	<p><u>キャンプやグランピングについては、通常バーベキューなど食事時間帯の短時間の利用での臭いの発生、それもバーベキュー等の臭いの発生かと考えていますので、悪臭というレベルではないと考えています。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	
		<p><u>グランピングやキャンプのような利用であれば、今の回答のとおりかと思いますが、できる施設によっては施設そのものが騒音発生させることもあり得るわけです。いずれにしても、何ができるかに関わってくるので、本当に非選定でいいのか、もしくは選定しても、その限定的な影響だけでいいのかの見極めがなかなか難しいです。場合によっては、事後的に調査を要するようなこともあり得るのかと思いました。</u></p> <p>[9/1 審査会]</p>	＝	

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-4 ※	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>公園事業の方で、区画事業の事後調査データのお話がありました が、事後調査データがどれくらい 使えるのかについて情報がないの で、整理してもらえると大変あり がたいと思いました。</p> <p>事後調査データの方が有益な場 合もあり得るのではないかと思 います。直近のアセスのデータだけ ではなく、事後調査データも使 えるのであれば、それがどれくらい 使えるのか教えていただきたいで す。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	<p>【事務局が回答】</p> <p>区画事業については、現在認可 の手続きをしていると聞いていま すので、それが終われば工事に入 ると思います。その前後に、事後 調査の計画書を作る段階があり ますので、タイミングが合えばそ のデータも使えるかどうか確認をし たいと思います。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	説明済 [7/28 審査会]
	0-5 ※	<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>事後調査の結果は、途中経過で もいいですが、審査会委員には開 示されないのでですか。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	<p>【事務局が回答】</p> <p>事後調査の結果は、報告書とし て提出されましたら、本市でホー ムページにも公表しますし、先生 方にもお知らせすることができます。 途中段階は事務局にもなく、 事業者が、事後調査をした後に整 理し、考察をした上で報告する ものになります。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	説明済 [7/28 審査会]
		<p>【審議での指摘事項等】</p> <p>区画事業と公園事業と園芸博 と、3つの事業が同時並行的にや られているので、区画事業の事後 調査の途中経過が分かると、その 他の事業に対する評価のあり方も 違ってくる可能性もあると思いま す。事業者と相談し、可能な限り 結果も教えてほしいと思います。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	<p>【事務局が回答】</p> <p>今後認可の手続きが終わると、 工事が始まるわけです。それと同 時期か前後に、事後調査の計画書 について事前の打ち合わせをやる ことになりますので、その辺と事 業の工事日程があえばデータが使 えると思いますので、確認しなが らやっていきたいと思います。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	
2 生物多様性	2-1	<p>相沢川上流にホタルが生息して いたと思いますが、保全措置とし てのホタルの調査は、区画事業で やられているのですか。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	区画事業で調査する予定です。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
		<p>もう評価書に載るデータとして 出ているという理解でよいです か。</p> <p>[7/28 審査会]</p>	事後調査で調査する予定です。 [7/28 審査会]	

※園芸博における指摘、意見等

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-2	北側に拡張されたエリアも含めて、基本的に草地環境のデータが区画事業のデータを活用される中で、十分に取られているという理解でよいですか。区画事業の調査地点に、拡張エリアの草地生態系の調査地点などが含まれているのですか。 [7/28 審査会]	添付資料 7-11 ページに示しており、それぞれ植生調査をする際にコドラーートの地点を設けています。その地点は、本事業の北側付近も含めて植生調査は行われているという認識です。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
	2-3	動物についてはいかがですか。 [7/28 審査会]	添付資料 7-4 ページから各項目示していますが、その中で踏査ルートをそれぞれピンク色の線で示しています。そういったところを確認すると、北側のエリアも十分に網羅できていると認識しています。 [7/28 審査会]	
3 水循環	3-1	本事業はかなり限定的なエリアですので、環境に応じた生態系の変化を評価してほしいです。そのときに、区画事業の調査データはかなり面的にとられているので、環境ごとに区分できるかが非常に気になっています。そういう位置情報を活用できる調査データを引き継がれるという理解でよいですか。 [7/28 審査会]	データとしては過不足ないと考えています。 保全すべき種については、動植物がどの場所で確認されたかといったデータは把握できていると考えています。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
	3-2	全体情報からその位置情報は出せるという理解で、分かりました。そういう前提で考えます。 [7/28 審査会]	—	
	3-1	湧水の調査について、堀谷戸川の方の地点7、8の2箇所を選んでいますが、区画事業の資料では、これらの間にもう1つ湧水があります。この地点については、調査されない理由があるのですか。 [7/28 審査会]	地点7と8の間の地点は、区画事業で現地調査を行った結果、湧水が確認されてないことが分かりましたので、除外しました。 [7/28 審査会]	
	3-2	北地区が増えたことによって、堀谷戸川の集水区域にかかるくると思います。堀谷戸川に対する影響を予測評価されないですが、何か理由はあるのですか。 堀谷戸川の集水区域に被る面積はどれくらいあるのですか。 [7/28 審査会]	湧水の項目で本事業に伴う湧水量に変化があるかないかを予測していきます。間接的ですが、そのあたりで堀谷戸川の影響も把握できると考えています。 面積の数字は今ないですが、添付資料 7-4 ページに堀谷戸川流域と本事業の実施区域を示しています。 [7/28 審査会]	説明済 [7/28 審査会]
	3-2	そうであれば、その旨をしっかりと準備書の段階で、対応してほしいです。 [7/28 審査会]	承知しました。 [7/28 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
9 景観	9-1	北地区の景観の変化というのは調査地点の拡張が必要ではないですか。 [7/28 審査会]	北地区については、添付資料5-61ページの地点18や20からの眺望というところも検討、予測評価に含めていきたいと考えています。 [7/28 審査会]	補足資料1で 説明済 [9/1 審査会]
		地点18と20の間が北地区ですが、そこに地点が足りなくなっています。こここの景観は評価しないですか。 [7/28 審査会]	北地区が周辺からどのように見えるかを評価していきたいと考えています。 [7/28 審査会]	
		北地区がどう見るかではなく、北地区からどう見えるかだと思います。北側から東向き南向きという景観は、北地区のところから取るのが適切ではないかと思います。 [7/28 審査会]	敷地内からどう見えるかは、今のところ地点としては考えていません。どのように公園とその周辺の景観の調和が図られているかの観点で今のところ設定しています。 [7/28 審査会]	
		北に造られるエリアと、周辺の景観の調和を評価する必要があるのではないか。 それだと北地区の北側から南を見た景観がないのではありませんか。 [7/28 審査会]	確認します。 [7/28 審査会]	
	検討して、後日回答してください。 [7/28 審査会]			
	9-2	補足資料1の追加調査地点について、いい2地点だと思います。 <u>追加地点②を中央付近に置いていますが、園芸博の影響はどうちらか</u> というと堀谷戸川流域側に駐車場やゲートができ、大きな影響があると思います。この北東角にされなかつた理由は何かありますか。 <u>あと、予測時期を園芸博終了後の再整備とするのか、区画事業終了後の公園整備の段階とするのか、もう1回教えてほしいです。</u> [9/1 審査会]	現地でどういった視認ができるかを確認し、当然あの角の方も確認しましたが、瀬谷市民の森を背景とした公園の計画施設が網羅的に把握できる視点として選定しています。また、パノラマ写真で撮影しますので、当然北側の部分についてもどういう変化が見られるか、角地というところも評価が可能と考えています。 予測時期は公園が全て完成した時期を想定していますので、園芸博の後を想定したものになると考えています。 [9/1 審査会]	説明済 [9/1 審査会]
<u>そうすると、その北側の北東角の駐車場等の整備とか、園芸博のゲートエリアが再整備された後の景観が、追加地点②から評価できる地点だという理解でよいですか。</u> [9/1 審査会]		そのように考えています。 [9/1 審査会]		
<u>是非、一番景観の変容の大きいところを含めて、調和を評価してほしいです。</u> [9/1 審査会]		二		